告示

○国家公安委員会告示第十六号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称　カティーバ・イマーム・アル・ブハリ（KHATIBA IMAM AL-BUKHARI (KIB)）

別名　カターイブ・アル・イマーム・アル・ブハリ（Khataib al-Imam al-Bukhari）

旧名称　不明

所在地　(a)Afghanistan/Pakistan border area（以前の所在地）　(b)Khan-Shaykhun, Syrian Arab Republic（Idlibの53キロメートル南、2018年３月時点の所在地）　(c)Idlib, Aleppo and Khama, Syrian Arab Republic（活動地域）

名簿に記載された年月日　2018年３月29日

名簿記載者公告番号　QE―82

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE―61）と連携。シリア・アラブ共和国においてテロ攻撃を実行。2016年以来、中央アジア諸国への攻撃を計画するためにアフガニスタン北部へ移動。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/XXXXX

○外務省告示第百六十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十年外務省告示第百十七号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十年三月二十九日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表） １．～762.［略］ 763. カティーバ・イマーム・アル・ブハリ（別称：カターイブ・アル・イマーム・アル・ブハリ） KHATIBA IMAM AL-BUKHARI (KIB) (a.k.a. : Khataib al-Imam al-Bukhari) 所在地：(a)Afghanistan／Pakistan border area（以前の所在地）(b)Khan-Shaykhun, Syrian Arab Republic（Idlibの53キロメートル南、2018年３月時点の所在地）(c)Idlib, Aleppo and Khama, Syrian Arab Republic（活動地域） 国連制裁委員会による指定日：2018年３月29日 その他の情報：レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644. に指定した団体）と連携。シリア・アラブ共和国においてテロ攻撃を実行。2016年以来、中央アジア諸国への攻撃を計画するためにアフガニスタン北部へ移動。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/XXXXX	（別表） １．～762.［同左］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	